

# 一之瀬訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

- 第1条 一之瀬訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。
- 2 訪問看護ステーションの看護師その他の従業者（以下「訪問看護師等」という。）が、けがや病気等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が指定訪問看護または指定予防訪問看護（以下「訪問看護または予防訪問看護」という。）の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護または予防訪問看護を提供することを目的とする。

## (事業の方針)

- 第2条 訪問看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し訪問看護を提供する。
- 2 事業の実施に当たっては、主治医の指示に基づき行われ、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、看護師等に対し研修を実施する等の措置を講じる。

## (事業所の名称および所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は次のとおりとする。
- 1) 名称 一之瀬訪問看護ステーション
- 2) 所在地 松本市島立2100-2

## (職員の職種、人数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1) 管理者  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2) 看護職員（准看護師を含む） 2.5名以上  
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成しサービスの提供に当たる。
- 3) 理学療法士等 1名以上（兼務）  
理学療法士等は、在宅におけるリハビリテーションを担当する。

## (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（但し、8月14・15・16日、12月30・31日、1月1・2・3日を除く）
- 2) 営業時間 9:00～17:00とする。（土曜日は9:00～12:00とする。）但し、24時間緊急時体制（電話等により24時間連絡が可能な体制）とする。

## (訪問看護の提供方法、内容)

- 第6条 利用希望者または家族が主治医に申し込み、主治医が交付した訪問看護指示書に基づいて訪問看護計画書を

作成し、訪問看護を実施する。

- 2 利用希望者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- 3 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者等と連携を図り、居宅サービス計画（または介護予防居宅サービス計画）に基づき、要介護者（または要支援者）に、訪問看護計画書を作成し、訪問看護（または予防訪問看護）を実施する。
- 4 訪問看護の内容は次のとおりとする。
  - 1) 病状、障害の観察
  - 2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
  - 3) 食事及び排泄等日常生活の世話
  - 4) 褥創の予防、処置
  - 5) リハビリテーション
  - 6) 認知症の看護
  - 7) 療養生活や介護方法の指導
  - 8) カテーテル等の管理
  - 9) その他医師の指示による医療処置

（利用料その他費用の額）

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の業務の実施地域を越えて訪問看護を行う場合（自動車を使用）は、通常サービス実施地域を越えた時点から1km当たり50円で積算した額（片道のみ、端数距離は切り上げ）を交通費として徴収する。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、その趣旨の理解を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、松本市（旧四賀村、旧奈川村、旧安曇村を除く）、安曇野市（旧穂高町、旧明科町を除く）、山形村の区域とする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、訪問看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備、備品等の衛生管理に努める。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 1) 事業所における感染症予防、蔓延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、その結果について訪問看護師等に周知徹底を図る。
  - 2) 事業所における感染症予防、蔓延防止のための指針を整備する。
  - 3) 訪問看護師等に対し、感染症予防、蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応方法）

第10条 看護職員は訪問看護実施中に、利用者の病状が急変し、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。

- 2 主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 3 看護職員は前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければ

ならない。

- 4 利用者の病状に即応した救急時の対応につて、事前に主治医と協議しておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 2) 虐待防止のための指針を整備する。
- 3) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 上記1) から3) までを適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時時に、その事業を継続するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知を図り、研修や訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要ならば変更を行う。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、訪問看護師の資質向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3か月以内
- 2) 継続研修 年2回
- 2 訪問看護師等は事業上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 訪問看護師等であったものは、訪問看護師等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人青樹会理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

2009年9月16日 施行

2010年9月13日 一部改正

2011年6月1日 一部改正

2015年1月1日 一部改正

2022年2月1日 一部改正